

## 文京区シニアフィットネス事業補助金交付要綱

2022 文福高第 24 号令和 4 年 4 月 1 日区長決定  
2024 文福高第 1472 号令和 6 年 1 1 月 6 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）に在住する 65 歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）を対象として、運動メニューの提供等を行う事業を実施するフィットネスクラブを運営する事業者に対し、区が交付するフィットネス利用券を使用して高齢者が当該事業を利用した場合に、その利用に要する費用の一部を補助することにより、高齢者が気軽に運動に取り組める機会を提供し、運動習慣を身に付けることで、要介護状態になることを予防することを目的とする。

### (通則)

第 2 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和 49 年 12 月文京区規則第 44 号）の定めるところによる。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フィットネスクラブ トレーニングジム、スタジオ等の室内運動施設（技能を教授する目的にのみ使用されているものを除く。）を有し、スポーツ、体力向上等のトレーニング方法等を教授するサービスを提供する施設をいう。
- (2) 運動メニュー 健康の維持等を目的としたフィットネス教室、プール教室等の指導等を行うプログラムをいう。

### (補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、区内のフィットネスクラブを運営する事業者であって、第 6 条第 1 項の規定により区に申請し、事業の登録を受けたものとする。

### (補助対象事業)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、高齢者の健康の維持を目的として、区からフィットネス利用券の交付を受けた高齢者（以下「対象者」という。）に対し、フィットネスクラブにおける施設及び設備を利用させ、又は運動メニューの提供を行う事業とする。

### (事業の登録等)

第 6 条 補助対象事業を実施しようとする者は、文京区シニアフィットネス事業登録申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて区長に申請し、事業の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
  - (2) 事業者の定款及びフィットネスクラブの規約、会則等
  - (3) フィットネスクラブの規模、利用可能人数、保有する設備の種類等が分かるパンフレット等
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたもの
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、福祉部長が別に定める基準（以下「事業基準」という。）に基づき、その内容を審査し、登録が適当であると認めたときは文京区シニアフィットネス事業登録承認決定通知書（別記様式第3号）により、登録が適当でないと認めたときは文京区シニアフィットネス事業登録不承認決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録の通知を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、文京区シニアフィットネス事業登録内容変更届出書（別記様式第5号）に当該変更の内容が分かる書類を添えて、速やかに区長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録を受けた事業が事業基準を満たすことができなくなったとき。
  - (2) 登録内容に虚偽がある又は不正の手段により登録を受けたことが明らかになったとき。
  - (3) 登録事業者から、登録の取消しの申出があったとき。
  - (4) 第15条に規定する調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、文京区シニアフィットネス事業登録取消通知書（別記様式第6号）により、当該事業者に通知するものとする。

（事業の利用）

第8条 対象者は、補助対象事業を利用しようとするときは、当該事業1回の利用につきフィットネス利用券1枚を登録事業者に提出しなければならない。

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、対象者のフィットネス利用券の使用による補助対象事業1回の利用につき、1,500円とする。

（交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする登録事業者（以下「申請者」という。）は、四半期ごとに、文京区シニアフィットネス事業補助金交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 対象者が補助対象事業を利用した際に提出したフィットネス利用券

(3) その他区長が必要があると認めた書類

(交付決定)

第11条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは文京区シニアフィットネス事業補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは文京区シニアフィットネス事業補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、文京区シニアフィットネス事業補助金請求書（別記様式第11号）により区長に請求するものとする。

(交付)

第13条 区長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第15条 区長は、補助対象事業に関して必要があると認めるときは、登録事業者に対し、必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。